

平成十九年国土交通省告示第四百四十五号第二号に基づく
第三種旅行業務及び地域限定旅行業務の範囲について

平成十九年国土交通省告示第四百四十五号第二号に基づく第三種旅行業務及び地域限定旅行業務の範囲についての取扱いは、下記に定めるところによる。

記

- 1 平成十九年国土交通省告示第四百四十五号第二号（以下「告示」という。）第二号の適用対象は、第三種旅行業務の募集型企画旅行及び地域限定旅行業務に係る旅行業務となる。
- 2 交通拠点についての考え方は、以下のとおりとする。
 - ① 交通拠点とは、一般に、駅、空港、港湾、バスターミナル（バス停留所のうち、複数の路線の発着点として旅客の乗降、乗り換え等の用に供するものをいう。）等が該当するが、これに限らず、地域の交通・観光の実態に応じて交通拠点を選択することは妨げない。
 - ② 自らの営業所から「最寄り」の交通拠点の存する市町村からの発着が認められる。ただし、交通手段によって「最寄り」の交通拠点の存する市町村が異なる場合、地域の交通・観光の実態に応じて交通拠点の存する市町村を選択することは妨げない（例：A市に最寄りの駅があるが、B市には最寄りの空港があり、B市からの発着を行いたいというような場合）。
- 3 告示第二号の適用範囲は、以下のとおりとする。
 - ① 交通拠点の存する市町村の区域内であれば、いずれの交通拠点からであっても、発着は認められる。
 - ② 交通拠点の存する市町村の区域内であれば、当該交通拠点以外の地点からであっても、発着は認められる（例：交通拠点に近接する宿泊施設からの発着を行いたいというような場合）。
 - ③ 交通拠点の存する市町村の区域内であれば、当該区域が自らの営業所の存する市町村の区域とは異なる都道府県の区域となる場合であっても、発着は認められる。

- 4 告示第二号に基づき、旅行業務を遂行するにあたっては、以下の事項を遵守するものとする。
- ① 交通拠点の存する市町村の区域内や、交通拠点の存する市町村の区域から自らの営業所の存する市町村の区域及びこれらに隣接する市町村の区域へ向かう途中での立ち寄り認められない。
 - ② 交通拠点の存する市町村の区域からの発着を行う場合において、旅行者にあつては、以下の記載事項の中で当該区域を明示することが当然に求められる。
 - イ) 法第十二条の四及び第十二条の五の規定に基づき旅行者に交付する書面の記載事項
 - ロ) 企画旅行として行う場合にあつては、法第十二条の七の規定に基づき行う広告表示の記載事項
 - ③ 告示第二号に基づき、交通拠点の存する市町村の区域からの発着を行う場合においても、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の事業許可のない白ナンバーの貸切バスによる営業は認められない。